

2019年度所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求について（回答）

- 提出者：鳥取県退職者連合中部地区協議会・日本労働組合総連合会鳥取県連合会
- 受付日：平成31年1月9日
- 回答日：平成30年1月31日

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること

- (1) 「改正住宅セーフティネット法」の制度の積極的な周知徹底を図ること
- (2) 登録された住宅について、自治体で必要な情報把握と提供に努めること
- (3) 空き家などの所有者が登録をしやすいするための助成等の措置を講ずること
- (4) 入居を希望する低所得者について補助の拡大などきめ細かい措置を講ずること

【回答：建築住宅課 22-8175】

新たな住宅セーフティネット制度においては、住まいにお困りの方の民間の賃貸住宅への入居を促進するため、受入れ住宅の登録制度を設け、登録者に対して住宅の耐震化、バリアフリー化、家賃補助等の支援を行っており、引き続き制度の周知を図っていきます。

また、本市は県及び3市と共に鳥取県居住支援協議会へ参画しており、必要と認められる制度の見直しについては協議会において検討を行っていきます。

【回答：福祉課 22-8118】

福祉課では、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援窓口を市社会福祉協議会内に設置し、生活困窮者からの包括的な相談に対応しているところです。

住宅確保に関する不安をお持ちの方に対しては、その状況を踏まえ、あんしん賃貸支援事業とも連携して個別支援を行ってまいります。

また、家賃滞納等で住居を喪失するおそれのある方に対しては、家計改善、その他生活維持向上に向けた助言等を行い、居住の安定を図ってまいります。

その他、県、市の住宅部局と連携しながら、鳥取県居住支援協議会へ参加し、住宅確保要配慮者の生活及び居住支援について情報共有しています。

2. 安心して利用できる身元保証等高齢者サポート事業を推進すること

- (1) 身元保証人がいないことで入院等を拒むことのないよう指導の強化すること

【回答：長寿社会課 22-7851】

介護保険施設等においては法令上、身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても正当な理由なくサービスの提供は拒否できないこととされていることから、県とも連携しながら指導強化を図って参ります。

- (2) 「身元保証等高齢者サポート事業」の事業者等に預託金の保全措置等を検討すること

【回答：長寿社会課 22-7851】

身元保証サービス、日常生活支援サービス、死後事務サービスなど、生前において事業者に預託される場合がありますが、事業者において保全措置が講じられないケースに対しては、市、地域包括支援センターにおいて相談を受けた際には、鳥取県消費生活センターや地域ネットワークとの連携体制の構築を図っていきたいと思います。

(3) 「身元保証等高齢者サポート事業」を業として行う事業者等の届出制にすること

【回答：長寿社会課 22-7851】

「身元保証等高齢者サポート事業」を指導監督に当たる行政機関が明らかでない中、厚生労働省においては、地域包括ケアシステムの構築に向け実態調査が行われ、身元保証等高齢者サポート事業に関する相談対応、介護施設等における身元保証人等に求める役割、及び行政における介護保険施設への指導・監督について、地方自治法に基づいた技術的な助言として、平成30年8月30日付で厚生労働省老健局高齢者支援課並びに振興課より各都道府県介護保険主管部長宛に、「市町村や地域包括支援センターにおける身元保障等高齢者サポート事業に関する相談の対応について」が通知されましたので、当面はこの通知に基づいた対応を図って参りたいと思います。

3. 高齢者の消費者被害防止対策を強化すること

- (1) 高齢者の消費者被害防止に向けて広報活動等を充実させること
- (2) 消費生活センターの相談員を確保するとともに相談機能の強化すること
- (3) 消費者基本計画を踏まえた相談体制の質の向上を図ること

【回答：地域づくり支援課 22-8159】

市の消費者生活問題の相談窓口としては、「中部消費生活センター」が行っています。

中部消費生活センターの運営は、複雑・困難な消費者問題が増加する傾向にある中、専門相談員の相談及びアドバイス等の充実が必要であり、市町が単独で資格を持った相談員の確保が難しいうえ、人材育成も進まないため、鳥取中部ふるさと広域連合による1市4町の共同化を行い、センターの運営をNPO法人へ委託して相談業務の充実を図っているところです。

啓発活動につきましては、中部消費生活センターと協力をしながら、ホームページや行政無線等で啓発を行うとともに、消費者啓発出前講座への講師派遣等を行っています。

また、高齢者等への市独自の取り組みとしては、啓発カレンダーの配布や、悪質電話勧誘被害防止装置の貸し出し等を行っています。

「消費者安全確保地域協議会」につきましては、5万人以上の全市町への設置が目標とされていますが、倉吉市での設置の予定はありません。しかし、鳥取県や他市の状況を見ながら、広域連携の中での設置を検討したいと考えています。